

長岡大学における公的研究費の不正防止計画

平成27年1月19日

学長 裁定

長岡大学（以下「本学」という。）は、「長岡大学公的研究費の取扱いに関する規程」第13条で規定した「不正防止計画」を以下のとおり定める。

1 学内の責任体制の明確化

公的研究費の管理・運営における責任体制を明確にするため、本学における責任者を下記のとおり定め、関連諸規程等とともに、ホームページに掲載して学内外に周知する。

(1) 最高管理責任者

本学における公的研究費の運営・管理について最終的な責任を負う最高管理責任者は学長とする。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は事務局長とする。

(3) コンプライアンス推進責任者

統括管理責任者の指示の下、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を総務課長とする。

(4) 研究倫理教育責任者

統括管理責任者の指示の下、学内における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者を置く。研究倫理教育責任者は学長が指名する。

2 適正な運営・管理の基礎となる環境整備について

(1) ルールの明確化・統一化

「長岡大学公的研究費の取扱いに関する規程」を制定し、学内外に公開するとともに、研究者に対し事務処理について解説した「研究費使用のてびき」を配布し、周知を徹底させる。

(2) 関係者の意識向上

- ・「長岡大学における公的研究費の適正な使用に係る行動規範」を制定し、教職員に対して周知を徹底し、コンプライアンスの意識の向上を促す。
- ・公的研究費に関わる全教職員から、関係規程の遵守や研究費の適正な執行を遵守する旨の誓約書に署名させ提出させる。
- ・不正使用を行った場合は、「大学教職員懲戒規程」に則って厳しい処分を行う。

3 研究費の適正な管理・運営について

(1) 発注段階での財源の特定

公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定させる。

(2) 発注及び検収体制

発注及び検収は、原則として地域連携研究センターが行う。

(3) 出張旅費の支給に関する体制

出張の事実を確認するため、出張報告書に出張先で入手した資料や航空券の半券等、

出張の事実を証明できる書類等の提出を義務づける。

(4) 謝金等の事実確認

アルバイト等を雇用する場合、出勤簿の管理は地域連携研究センターが行い、必要に応じて勤務状況を確認する。

(5) 不正業者への対応

不正な取引を行った業者については、学校法人中越学園固定資産及び物品購入規程第5条により、取引を停止する。

4 情報の伝達を確保する体制の確立

(1) 相談窓口の設置

本学における研究活動の苦情、事務処理手続きに関する内外からの相談等を受付けるための窓口を総務課とする。

(2) 通報の受付窓口の設置

研究費に係る不正行為・不正使用に関する告発、相談、情報提供等に対応するための「通報窓口」を設置し、総務課を窓口担当とする。